

考査項目別運用表

【土木工事】		(検 査 員)						
考 査 項 目	細 別	a		b		c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	優れている		やや優れている		他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約約款第 1 8 条第 1 項第 1 号～5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合（数量の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。☐ 品質証明体制が確立され、ISO9001 又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。☐ その他 理由：_____ ●判断基準 評価値が 90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80％以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80％未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	a	a’	b	b’	c	d	e
		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0％以内で、下記の「評定対象項目」の 4 項目以上が該当する	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0％以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0％以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0％以内で、下記の「評定対象項目」の 2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a ～ b’に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。☐ その他 理由：_____ ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。 ① 出来形は、工事全般を通じて評点するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき、所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。						

考査項目別運用表

【土木工事】		(検 査 員)						
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 1. 出来形	機械設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し，出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ ●判断基準 評価値が 90％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80％以上 90％未満・・・・・・・・ a' 評価値が 70％以上 80％未満・・・・・・・・ b 評価値が 60％以上 70％未満・・・・・・・・ b' 評価値が 60％未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。
	・ 電力設備工事 ・ 通信設備工事 ・ 受変電設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が，その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され，適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり，形状，寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付，固定方法が，設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が，ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ ●判断基準 評価値が 90％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80％以上 90％未満・・・・・・・・ a' 評価値が 70％以上 80％未満・・・・・・・・ b 評価値が 60％以上 70％未満・・・・・・・・ b' 評価値が 60％未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。